

(TENTATIVE NAME)KUSATSU HISTORICAL MUSEUM
Basic Development Plan

(TENTATIVE NAME)KUSATSU HISTORICAL MUSEUM
Basic Development Plan



令和8年10月 草津市

目次

第1章 計画の策定	1
1-1 これまでの検討経緯	2
1-2 草津市の概要	3
1-3 草津市の文化財の概要	4
1-4 基本計画の位置づけ	6
1-5 基本構想の概要	11
第2章 全体方針	12
2-1 草津市の課題と新資料館の役割	13
2-2 基本理念・基本方針	14
2-3 事業活動計画	15
第3章 施設計画	18
3-1 基本方針	19
3-2 計画地	20
3-3 施設の全体構成	23
第4章 展示計画	29
4-1 基本方針	30
4-2 展示構成	31
4-3 展示各ゾーンの考え方	32
4-4 展示構成表(案)	36
4-5 展示ゾーニングイメージ(案)	37
第5章 管理運営計画・基本計画の策定体制と今後	38
5-1 管理運営計画	39
5-2 基本計画の策定体制	40
5-3 資料館整備フロー	41

第 1 章

計画の策定

1-1 これまでの検討経緯

滋賀県南東部に位置し、市域西部に琵琶湖が広がる本市では、古くから豊かな歴史文化が育まれてきました。縄文時代の遺跡から始まり、周知の埋蔵文化財包蔵地は153件を数えます。また市域には名刹、古社をはじめ、「史跡^{あしうら}芦浦観音寺跡」や「史跡草津宿本陣」、「史跡瀬田丘陵生産遺跡群^{のじおのやま} 野路小野山製鉄遺跡」（以下、「史跡野路小野山製鉄遺跡」という）のほか、ユネスコ無形文化遺産に登録された^{ふりゅうおどり}風流踊のうち、「近江湖南のサンヤレ踊り」に含まれ、市域7地域で継承されている「草津のサンヤレ踊り」、江戸時代から伝えられ、友禅染等の下絵に用いられてきた青花紙の製造技術等、多様な文化財が今日まで継承されてきました。

これらの歴史資産を後世に守り伝えるためには、適切な保存を図るとともに、展示・公開・活用していく必要があり、その役割の一端を担う施設の必要性について、これまで『草津市文化芸術機能等施設整備基本計画』（平成25年9月策定）、『草津市歴史文化基本構想』（平成31年3月策定）、『草津市文化財保存活用地域計画』（令和2年3月策定）等において整理してきました。令和4年3月に見直された『草津市文化芸術機能等施設整備基本計画』においては、本市の文化財を代表する3つの国指定史跡（史跡芦浦観音寺跡・史跡草津宿本陣・史跡野路小野山製鉄遺跡）の近辺において、それぞれの特色に応じた機能を有する施設を整備することが効果的であるとし、施設の整備について検討を進めることとしました。

これら3つの国指定史跡のうち「史跡草津宿本陣」については一部整備が完了し、平成8年から公開活用するとともに、その特色を活かした施設として、平成11年に草津市立草津宿街道交流館を設置し、草津の宿場および街道に関する資料の展示・公開および活用を行っています。また「史跡野路小野山製鉄遺跡」については、今後、隣接する野路公園の整備事業と調整を図りながら、史跡整備とその特色を活かした展示・公開および活用を図る施設の検討を予定しています。

そして「史跡芦浦観音寺跡」については、『史跡芦浦観音寺跡保存活用計画』（平成31年3月策定）に基づき、令和4年度から史跡整備工事に着手したため、その特色を活かした展示・公開および活用を図る施設の検討を進めることとなりました。

令和6年度には、「史跡芦浦観音寺跡」および周辺の市域北部に特に色濃く残る「信仰文化」と「民俗」の2つをテーマに掲げ、人々の祈りや暮らしにまつわる歴史資産の保存・展示・公開・活用を行う「（仮称）草津市歴史資料館」（以下、「本資料館」という）の整備に向けた『（仮称）草津市歴史資料館整備基本構想』（令和6年7月策定）を策定しました。

この度、本資料館の整備に向けて、整備基本構想に基づき、具体的な施設の在り方を検討する整備基本計画※（以下、「本計画」という）を策定いたします。基本構想で示された目指すべき姿を実現するために、機能や事業展開、設備、展示の計画等を具体的に検討します。

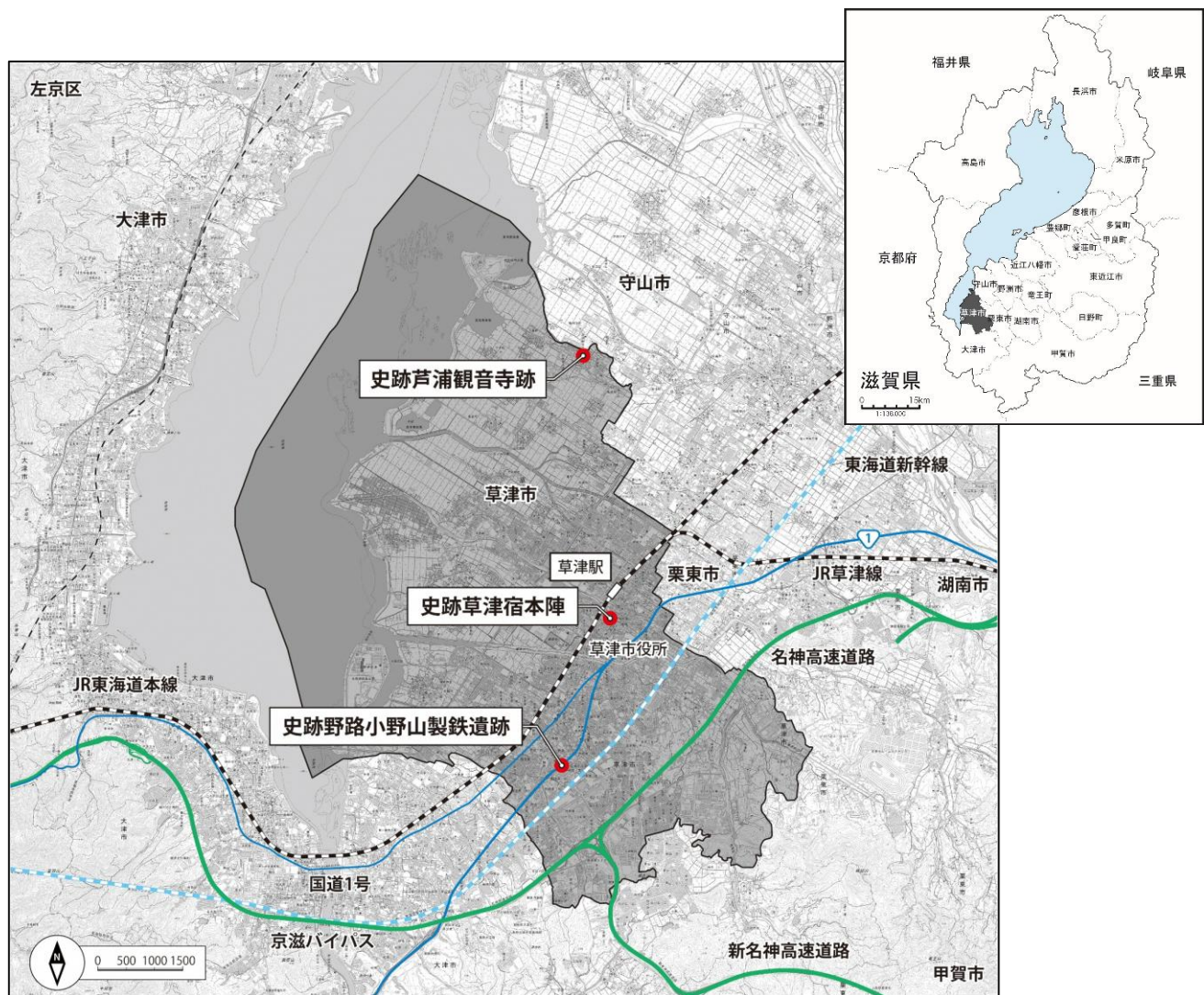
※本計画の名称は、『（仮称）草津市歴史資料館整備基本構想』（令和6年7月策定）の名称を引き継いでおり、本資料館の名称を規定するものではありません。

1-2 草津市の概要

本市は滋賀県南東部に位置し、南北約13.2km、東西約10.9km、面積67.82km²の市域からなります。市の西側には琵琶湖に面した田園風景、中央部の平地には市街地が広がっています。東側および南側にはなだらかな丘陵部が続いており、その先には湖南アルプスの山並みが広がっています。

本市は、昭和29年(1954年)10月15日、当時の滋賀県栗太郡草津町・志津村・老上村・山田村・笠縫村・^{ときわ}常盤村の1町5村の合併によって誕生しました。その後、昭和31年(1956)9月1日に、滋賀県栗太郡栗東町大字渋川が編入されています。

市域には、製鉄炉・炭窯・工房等、古代の鉄生産に係る一連の遺構が残り、国指定史跡「瀬田丘陵生産遺跡群」を構成する遺跡である「史跡野路小野山製鉄遺跡」、寺伝に聖徳太子開基・^{はたのかわかつ}秦河勝創建と伝えられ、安土桃山時代から江戸時代前期にかけては船奉行として琵琶湖の湖上交通を管掌した「史跡芦浦観音寺跡」、江戸時代、東海道と中山道が分岐・合流する宿場町・草津宿において、参勤交代の大名らが休泊した本陣であり、当時の姿をよくとどめる「史跡草津宿本陣」の3つの国指定史跡が所在しています。



草津市位置図

1-3 草津市の文化財の概要

本市には、古代から周知の埋蔵文化財包蔵地・建造物・美術工芸品・民俗文化財等、豊かな文化財が受け継がれてきました。

このうち、指定文化財の件数は96件を数えます(令和8年3月31日現在)。内訳は、有形文化財67件(国23件、県11件、市33件)、民俗文化財9件(国1件、県1件、市7件)、記念物8件(国3件、市5件)、選択無形民俗文化財6件(国1件、県5件)、登録有形文化財(建造物)5件、登録有形民俗文化財1件です[表]。

この他にも、市域には多数の未指定文化財が現存しており、『草津市文化財保存活用地域計画』(令和2年3月策定)では、令和元年度時点で計4,721件の所在を確認しています。

種 別	国	県	市	合計
有形文化財	23	11	33	67
建 造 物	8	2	4	14
美術工芸品	15	9	29	53
絵 画	5	3	6	14
彫 刻	9	2	15	26
工 芸 品	1	0	3	4
書籍・典籍・古文書等	0	3	3	6
考 古 資 料	0	1	2	3
歴 史 資 料	0	0	0	0
民俗文化財	1	1	7	9
有形民俗文化財	0	1	4	5
無形民俗文化財	1	0	3	4
記念物	3	0	5	8
史 跡	3	0	3	6
名 勝	0	0	0	0
天 然 記 念 物	0	0	2	2
小計	27	12	45	84
選択	1	5	0	6
選定保存技術	0	0	0	0
選択無形文化財	0	0	0	0
選択無形民俗文化財	1	5	0	6
登録有形文化財(建造物)	5	0	0	5
登録有形民俗文化財	1	0	0	1
総 計	34	17	45	96

◆「信仰文化」「民俗」に関する文化財



あみだによらい
木造阿弥陀如来立像
(観音寺蔵)
【重要文化財】



ふげんぼさつ
木造普賢菩薩坐像
(志那神社蔵)
【滋賀県指定有形文化財】



ししがしら
木造獅子頭(春日神社蔵)
【草津市指定有形文化財】



『近江湖南のサンヤレ踊り』の
うち「草津のサンヤレ踊り」
【重要無形民俗文化財】

左上から
矢倉(やぐら)・下笠(しもがさ)・片岡(か
たおか)・長束(なつか)・志那(しな)・吉
田(よしだ)・志那中(しななか)



花摘籠に摘まれたアオブナと青花紙製造の様子

1-4 基本計画の位置づけ

本計画は、以下の上位計画で示された方向性に基づき、関連計画に配慮して策定します。

◆上位計画

『第6次草津市総合計画 基本構想』(令和3年3月策定) 抜粋

第2章 まちづくりの基本目標

1.「こころ」育むまち

歴史・文化

地域で育まれた伝統文化や豊かな歴史資産を次世代へ守り伝えるため、適切な保存・活用を進め、まちの魅力の再発見につなげるとともに、誰もが草津の歴史・文化に誇りと愛着を感じられるよう取り組みます。

『第6次草津市総合計画 第2期基本計画』(令和7年3月策定) 抜粋

分野別の施策

「こころ」育むまち

歴史・文化

基本方針5-1

概要

貴重な文化財を後世に守り伝えるため、適切な保存を図るとともに、豊かな歴史文化の価値や魅力を活用するための施策の充実を図ります。

施策① 文化財の保存の推進

貴重な歴史資産を次世代へ守り伝えるため、文化財調査を推進するとともに、国指定史跡の保存整備や文化財指定の推進、伝承者への支援など、積極的に保存・継承を進めます。

施策② 歴史文化の活用の推進

文化財を生かしたまちづくりを推進し、市民のふるさと意識を高めるため、「草津市文化財保存活用地域計画」に基づき、史跡や民俗芸能、歴史的建造物など地域で育まれた豊かな歴史文化の価値や魅力を積極的に発信するとともに、地域の歴史文化に触れ、親しんでもらえる機会を創出します。

『草津市歴史文化基本構想』(平成31年3月策定) 抜粋

第6章 草津市歴史文化基本構想の実現に向けて

6-2 実現に向けた体制整備

(5)歴史資産の活用に向けた情報発信と公開施設について

(前略)歴史資産を展示・公開・活用する施設は、関連文化財群の整備と併せて、保存・公開施設を配置する方法などが考えられることから、今後の整備にあたり適切なあり方を検討する。(後略)

第5章 草津市における文化財の保存・活用に関する措置

課題④ 歴史文化の公開・活用機会の創出

- ・生涯学習・学校教育との連携が不十分です。
- ・文化財ごとの公開・活用が不十分です。
- ・ワークショップ・講演会・講座をさらに充実させる必要があります。

方針(4)【活かす】歴史文化の特徴を踏まえて、地域活性化に活かします

歴史文化の保存活用のための体制を整え、関連団体・地域などと行政が互いに協力しあい、歴史文化を活用する機会の創出をはかります。

No.9 博物館等展示収蔵施設の検討と整備

歴史文化を活かしたまちづくりを進めるため、歴史資産を守り、伝え、活用する施設のあり方について検討し、歴史資産を保存公開する施設の整備を進めます。

◆主な関連計画

『草津市文化芸術機能等施設整備基本計画』(平成25年9月策定) 抜粋

2. 芸術文化館・歴史伝統館機能の現状と整備の必要性

(2) 歴史伝統館機能の現状と整備の必要性

③ 歴史伝統館機能の必要性

草津市における埋蔵文化財や重要文化財等の状況を勘案しつつ、これらを適切に保管し、さらに活用するための常設展示等ができる博物館相当施設としての歴史伝統館機能を確保する必要があります。

3. 基本理念・基本方針

草津市の文化芸術機能について検討してきましたが、その検討内容を整理し、新たに草津市の文化芸術機能等の整備方針を以下のとおりとします。

【基本理念】

市民が集い創造する 歴史・文化・芸術の拠点づくり

【基本方針】

「歴史・文化・芸術の発信拠点を創造します」

市民が文化・芸術活動などに関心と理解を高めるために、日常的に親しめる環境づくり(創作・発表・展示・鑑賞等)や、文化財の適切な保全や活用による歴史文化が身近に感じられる環境づくりを進め、多様な文化・芸術の発信拠点を創造します。

『草津市文化振興計画』(平成30年3月策定) 抜粋

基本施策10 文化的資産の継承および利用

文化的資産は、まちの活性化や市民の誇りにつながる貴重な地域資源としての価値を有することから、本市の将来を担う子どもや若者に大切に引き継ぐとともに、それらの魅力や価値をさらに高めるための活用に取り組みます。

文化的資産の継承

市民の文化振興への主体的な関わりを促進するとともに、本市に存在する文化的資産を次世代に継承するため、地域の歴史を知るための講座や展示、文化的資産の魅力を発信する事業に取り組みます。あわせて、文化財の保存・継承に向けた支援に取り組みます。

文化的資産の活用

文化的資産の有効な活用を図るとともに、市民のシビック・プライドを醸成するため、文化的資産の性質や時勢に合わせた様々な手法により活用する事業に取り組むことで、本市の文化的資産が持つ魅力を最大限に高めます。また、文化的資産の掘り起こしを行うとともに、有効な活用方法の研究を進めます。

第5章 施策の展開

基本方向4. 歴史と文化を守り育てる

施策の基本方向の第四は、「歴史と文化を守り育てる」です。

本市の歴史は古く、数多くの貴重な文化財を含む歴史文化が現在に受け継がれています。文化を通じた出会いや交流がまちづくりに生かせるよう、文化振興施策を総合的かつ計画的に実施する必要があります。また、歴史文化の価値や魅力を明らかにし、市民の財産として保存・継承そして活用するための取組を進める必要があります。また、誰もが文化・芸術活動に親しむことで、感性や創造性を育み、豊かに暮らしていくことができるまちを目指します。

基本項目. 11 文化財の保存と活用

貴重な文化財を後世に守り伝えるため、適切な保存を図るとともに、豊かな歴史文化の価値や魅力を活用するための施策の充実を図ります。

基本施策30 文化財の保存の推進

- ・埋蔵文化財および未指定文化財の調査を行います。
- ・国指定史跡の保存・整備と歴史資料館の整備を行います。
- ・指定文化財を保存継承するための支援を行います。

基本施策31 歴史文化の活用の推進

- ・歴史文化に触れ、親しむ機会を設けるとともに、情報発信により魅力を伝えます。
- ・歴史資産を活用し、地域、学校、専門家など多様な主体と連携します。
- ・産学公民連携による地域コミュニティの活性化や観光・産業の振興に寄与し、鑑賞および学術的活用に供するため、文化財を公開し、歴史的価値や空間の活用を進めます。

第4章 地域別構想

4-2 地域別構想

1.西部湖岸地域

(3)地域の都市づくりの目標

「自然と文化・歴史を継承しながら、利便性・快適性を実感できる地域」

本地域は、琵琶湖や田園風景等の美しい自然を有しているとともに、芦浦観音寺をはじめとする歴史資源が数多く点在しています。今後も、これらが持つ多彩な魅力を継承し、新たなにぎわいを創出する地域を目指します。

Ⅲ 見直し結果

歴史伝統館機能

歴史資産を展示・公開・活用する施設については、関連文化財群(生産・信仰・街道)の近辺において整備することが有効であることから、三ツ池に歴史伝統館機能の施設整備を行わず、今後、別途検討するものとします。

『草津市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)』(令和4年3月策定)抜粋

第3章 目標と具体的な取組

2. 二酸化炭素排出量削減に向けた具体的な取組

前計画で推進してきた「エコオフィス行動」等のソフト面の取組に加え、今後は草津市公共施設等総合管理計画と連携を図りながら、施設のLED化や再生可能エネルギーの利活用等のハード面の取組も強化していき、ソフト・ハードの両面から二酸化炭素排出削減に努めます。

『草津市景観計画』(令和7年3月策定)抜粋

第4章 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針

第1節 基本目標と方向性

歴史景観 古の歴史・文化が暮らしに薫る風景を次代に引き継ぐ

●地域の歴史文化資源を活かし、愛着を感じる景観づくりを進める

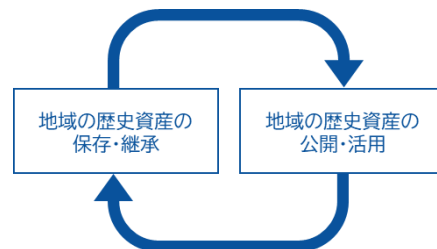
市内には、敷地が国史跡に指定され、重要文化財建造物2棟を有する芦浦観音寺跡等、神社や寺院等に代表される歴史のある文化財が残されており、所有者および地域の人々の力によって、大切に受け継がれています。

これらの歴史的な要素については、愛着と誇りを感じる歴史文化資源として保全するとともに、サンヤレ踊り等の民俗芸能が奉納される空間等として活用を図ります。

1-5 基本構想の概要

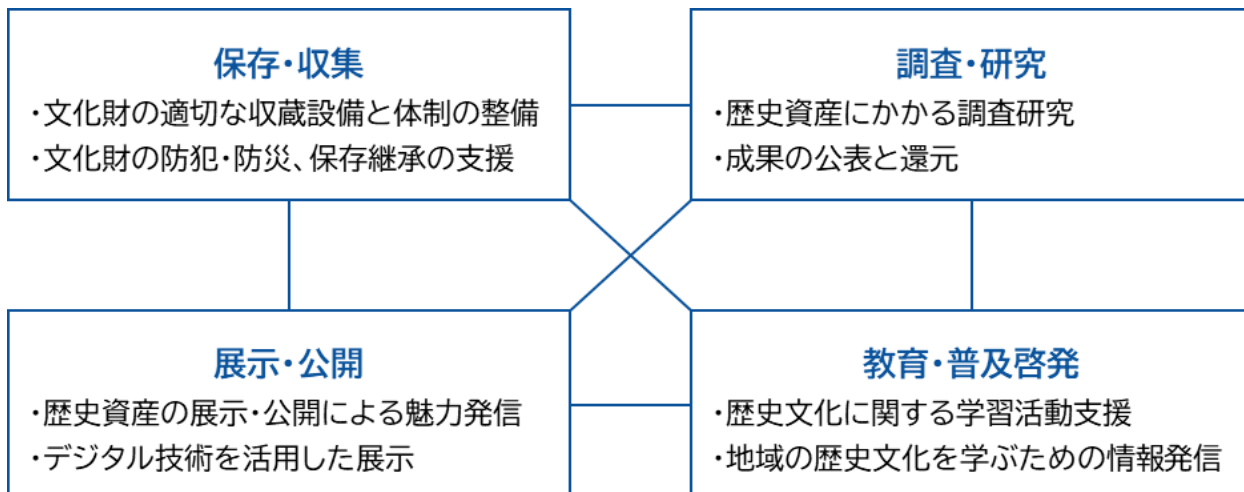
1. 整備の目的

本市の歴史資産は、長い歴史の中で生まれ、先人らの努力により今日まで守り伝えられたものであり、すべての人にとっての貴重な財産です。本資料館の整備の目的は、これらを将来にわたって継承していくため、本資料館は、本市の貴重な歴史資産を確かな技術で次世代へ継承する「保存・継承」と、市民をはじめとする多くの人々が主体的に学び親しむ「公開・活用」を一体の事業として展開します。



2. 機能の方向性

博物館法(昭和26年法律第285号)において定義される博物館の目的に準じた4つの機能を備えるものとし、それぞれの機能は相互に支え、連携していくものとします。



3. 事業展開の方向性

本市の歴史文化の魅力を効果的に発信し、来館者を呼び込むとともに、何度でも訪れたいくなる資料館を目指すため、特色ある事業展開を検討します。

- 2つの展示空間の構成を検討
- 様々な来館者を呼び込む仕掛けを検討
- デジタル技術活用の検討

4. 施設整備の方針

- 史跡芦浦観音寺跡とのつながりを重視し、地域に開かれた施設を目指します。
- 幅広い来館者層を想定して、バリアフリーやユニバーサルデザイン等に配慮します。
- 歴史資産の保存・展示・公開・活用を行う施設に必要な防災・防犯設備を整備します。
- 『草津市文化芸術機能等施設整備基本計画』に示された文化財の収蔵・保管・展示機能を、3史跡の近辺に整備する施設のいずれかで確保できるよう考慮し、延床面積は1,000～1,200㎡程度を目安とします。

第 2 章

全体方針

2-1 草津市の課題と新資料館の役割

施設整備の検討を進める上で考慮すべき現状の課題を5つの視点で整理しました。

公開	本市には、重要文化財を含む多くの文化財がありますが、それらを展示・公開できる施設がないため、市民が文化財に触れる機会が限られています。 広く市民が重要文化財等を鑑賞できる機会を創出する必要があります。
発信	多様な歴史文化の魅力を広く発信するため、既存の普及啓発活動に加えて、資料の展示や公開と連携した、より多様な情報発信と普及啓発活動を推進する必要があります。
保存	文化財の所有者による保存管理が難しくなっている中、社会全体で文化財を次世代に継承していくために、適切な保存管理施設の整備や、市民の保存意識を高める取り組みが必要です。 多くの文化財が市外の施設に寄託されている現状を改善することも課題です。
地域連携	市民が身近な歴史文化に親しみ、その価値を認識するため、地域住民や関係団体と協力し、文化財の活用や周辺観光施設との連携を強化していく必要があります。
デジタル化	文化財の記録保存や情報発信において、文化財の被災対策や、改正博物館法が求めるデジタルアーカイブ化に対応するため、市全体のDX推進の一環として、デジタル技術を積極的に導入する必要があります。

2-2 基本理念・基本方針

基本構想や現状の課題を踏まえ、基本理念・基本方針を定めます。

1. 基本理念

草津の祈りとくらしを未来につなぐ資料館

2. 基本方針

基本構想で示した「目指すべき姿」を再整理し、基本方針として設定しました。

(1)本市の「信仰文化」と「民俗」に関する歴史資産の保存と活用に取り組みます。

- 重要文化財をはじめとした「信仰文化」と「民俗」に関する歴史資産に身近に接することができる施設を目指します。
- 「信仰文化」と「民俗」に関する歴史資産を将来にわたって継承し、展示・公開・活用していくため、重要文化財を含む文化財を保存管理する適切な環境を整えます。
- デジタル技術等を活用し、歴史文化の魅力発信に寄与します。また、文化財の記録保存を行い、万が一、文化財が災害等で毀損、滅失した場合の修理・復元等への備えとします。
- 市域の寺社や個人が所蔵する文化財のうち、所有者による管理が困難になったものの保存や災害時の一時避難などに備えた機能も検討します。

(2)歴史資産の公開・活用を通して、市民のふるさと意識醸成に寄与します。

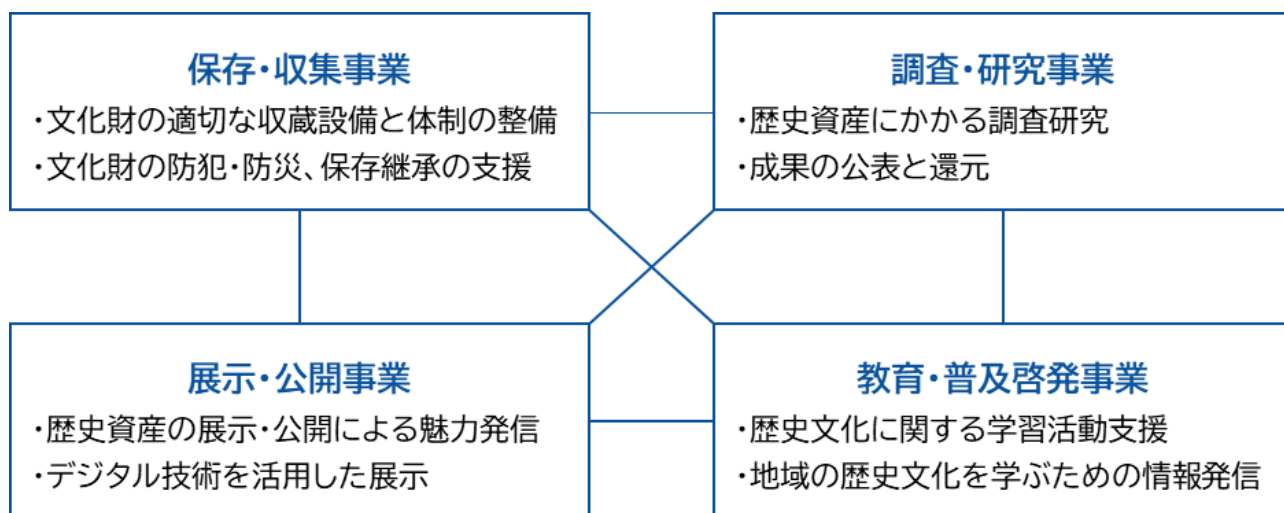
- 歴史資産を継承していく気運を高めていく取組を行い、市民のふるさと意識醸成や文化財保護意識の向上を図ります。
- 歴史文化についての理解を深める講演会・体験活動を主としたワークショップ等の普及啓発活動を行います。
- 学校教育と連携し、こどもたちの学習活動を充実させ、本市の歴史文化への理解やふるさと意識を深める機会を作ります。

(3)史跡芦浦観音寺跡をはじめ、地域や周辺施設と連携し、地域の魅力向上につなげます。

- 地域において守られてきた歴史資産を将来にわたって継承していくために、地域との連携を深め、互いに支え合いながら、地域に根差した歴史文化の魅力を発見し、活用します。
- 滋賀県立琵琶湖博物館や草津市立水生植物公園みずの森、道の駅草津等の周辺観光施設と連携し、地域住民・来訪者双方にとっての地域の魅力や回遊性の向上を図ります。
- 市域の史跡や寺社等と連携し、市域の歴史文化の魅力発信や回遊性の向上を図ります。
- 史跡芦浦観音寺跡との相乗効果の創出を目指し、双方の見学の体験価値の向上を図ります。

2-3 事業活動計画

基本理念・基本方針を達成することができる事業活動計画について、以下に整理します。
 なお、それぞれの事業は独立して機能するのではなく、有機的に関連しあうものとして捉えます。



1. 保存・収集事業

(1) 事業活動方針

「信仰文化」と「民俗」に関する歴史資産を将来にわたり広く公開・活用するため、収集・保存します。また、無形文化財を含む歴史資産の適切な保存・継承を支援します。

(2) 事業活動計画

- 資料館のテーマ(信仰文化・民俗)に沿った収集指針を具体的に設定し、計画的な収集を実施
- 文化財所有者や担い手との協議や積極的な支援
- 資料の整理・保存・管理
- 文化財のデジタル化と資料データベースの構築

2. 調査・研究事業

(1) 事業活動方針

各活動の基盤となる機能として「信仰文化」と「民俗」を中心とした本市の歴史資産に関する調査・研究を関係施設や機関との連携を図りながら実施します。また、調査・研究の成果については、幅広く公開します。

(2) 事業活動計画

- 「信仰文化」と「民俗」を中心とした本市の歴史資産に関する資料の調査・研究
- 改正博物館法に則ったデジタル化の推進による調査・研究の検討
- 地域や有識者、他館の学芸員との人的ネットワークの構築
- 地域連携調査・研究活動
- 調査・研究成果の公表と還元(常設展・企画展／各種刊行物・ホームページ等)

3. 展示・公開事業

(1) 事業活動方針

調査・研究に基づき、実物資料を中心とした歴史資産の展示・公開を通して、地域に根ざす歴史文化に身近に触れる機会を創出し、文化財保護の取組への興味を醸成します。

(2) 事業活動計画

- 「信仰文化」「民俗」をテーマとした常設展示の企画・実施
- 実物資料の展示とともに、誰もが楽しみながら学ぶことができる効果的な展示・解説手法の導入
(例:レプリカ資料を活用したハンズオンでわかりやすい展示解説、映像や音声を活用した動的な展示解説 等)
- デジタルデータの有効的な活用を検討
(例:3Dスキャンデータを使ったマルチアングル画像による展示高精細画像をモニターに投影し、自ら操作・探求できる展示解説 等)
- 常設展示とは異なる視点、切り口で行う企画展示の企画・実施
- 他館および所有者からの資料借用による企画展示の実施
- 文化財保存修理技術や文化財保存技術、復元新調にまつわる技術の紹介

4. 教育・普及啓発事業

(1) 事業活動方針

社会教育施設として学習活動を支援し、本資料館ならではの教育・普及啓発を行い、本市の持つ歴史文化への魅力発見に寄与します。

(2) 事業活動計画

- 来館者の主体的な学習意欲を喚起する参加体験型のプログラムの実施
- 歴史文化に関する学習活動の提供・支援
(例:小学校の地域学習プログラムに合わせた教育コンテンツの提供、学芸員によるオンライン授業、出前授業、学校や団体等の見学の受け入れ、デジタルアーカイブを活用したプログラム・講演会・ワークショップの実施 等)
- 幅広い世代に向けた生涯学習支援
(例:各まちづくりセンターや町内会開催講座への講師派遣、企画展示に関連した講座 等)
- 史跡芦浦観音寺跡等周辺施設との連携による回遊性向上の検討
(例:専門職員の案内による史跡と資料館の見学ツアー、市内の寺社をめぐるツアー 等)
- 誘客や施設のファンづくりに向け、SNSでの情報発信等の広報活動を充実

5. デジタル活用推進

昨今、デジタル技術の活用によって、文化資源の有効活用や多様な展示体験が可能となりました。また、新型コロナウイルス感染症の流行は、バーチャルミュージアムの開設やオンラインコンテンツの配信等、博物館におけるデジタル化をより一層後押ししています。

改正法の中でも、博物館の事業に「資料のデジタル・アーカイブ化」が追加されており、資料の積極的な活用や適切な管理が求められています。

本資料館においても、デジタル技術を活用した取組を推進するとともに、新しい資料館の楽しみ方や利用者層の開拓を検討します。

(1) 展示への活用

- 事前・事後学習や来館が困難な利用者等に向けて、バーチャルミュージアムの開設を検討します。
- 展示室においては、重要文化財等を、デジタル技術により普段は見られない細部まで鑑賞できるようにする等の展開が考えられます。
- 学校団体向けに ICTを活用した体験型学習への展開も検討します。
- 3Dプリンタを使ったレプリカ制作等、展示やプログラムの幅が広がるだけでなく、視覚障害者や子どもたちにとっても重要な展示体験となるような方法を検討します。
- デジタル技術を効果的に活用しながら、今後、展示テーマや内容に沿った手法について検討します。

(2) 収蔵資料のデジタル化・データベース化

- デジタルデータの適切な保存設備環境を整備します。
- 収蔵資料データベースの整備を進め、順次インターネットを通じて公開します。いつでもどこからでもアクセスできるようになることで、調査研究や生涯学習への幅広い利活用を期待できます。

第 3 章

施設計画

3-1 基本方針

新資料館の基本理念の達成に向けて、必要な空間と設備を備えた施設を整備します。

1. 地域の歴史資産の保存・継承のための施設整備

- 市域の貴重な歴史資産の保存・継承を図る拠点として、堅固な構造と、資料保存の適切な環境維持等に必要な設備を持つ施設とします。
- 重要文化財を保存・展示できる環境を整備します。
- 豪雨や地震等災害対策においても、合理的かつ効率的な構造や仕様を検討し、資料の保存と来館者の安全確保に努めます。

2. 史跡芦浦観音寺跡をはじめとした周辺環境との調和

- 施設の動線のあり方等、周辺地域一帯の環境を考慮し、整備します。
- 建築や外構整備については、歴史性や周辺の景観に配慮したデザインとします。
- 周辺地域での案内サインや外観、園路整備を含めて、場所がわかりやすく、来訪者が訪れやすい資料館を目指します。

3. 誰もが利用しやすい地域に根差した空間の創出

- 年齢・国籍・障害の有無に関わらず、誰もが安心して楽しめるユニバーサルミュージアムを目指し、ユニバーサルデザインを取り入れた空間整備や、五感を使って情報を取り入れられる展示手法を採用します。
- 休憩可能なスペースや情報・図書コーナーを設ける等、来館者が気軽に心地よく過ごすことのできる開かれた空間づくりを行います。
- 団体来館者への対応に必要な空間や設備、駐車スペースを確保します。

4. 維持管理・環境保全への配慮

- 施設の整備にあたり、合理的かつ効率的な構造や仕様となるよう、建築設計の段階で十分な検討を行います。
- 計画的で適切な維持管理により、施設の長寿命化や修繕費を含むライフサイクルコストの軽減を目指します。
- 環境に配慮した資材や物品の調達に努めるとともに、省エネ・断熱対策や、太陽光発電設備など再生可能エネルギーの導入を行い、環境への負荷を抑えます。
- 意匠や内装等への木材の利用について配慮し、県産材の調達および使用に努めます。
- 工事に際しては、環境への影響の少ない工法、建設機械を採用するとともに、可能な限り周辺地域への影響の低減に努めます。

3-2 計画地

1. 立地予定場所

本資料館の立地については、史跡芦浦観音寺跡とのつながりを重視し、以下の場所を予定します。

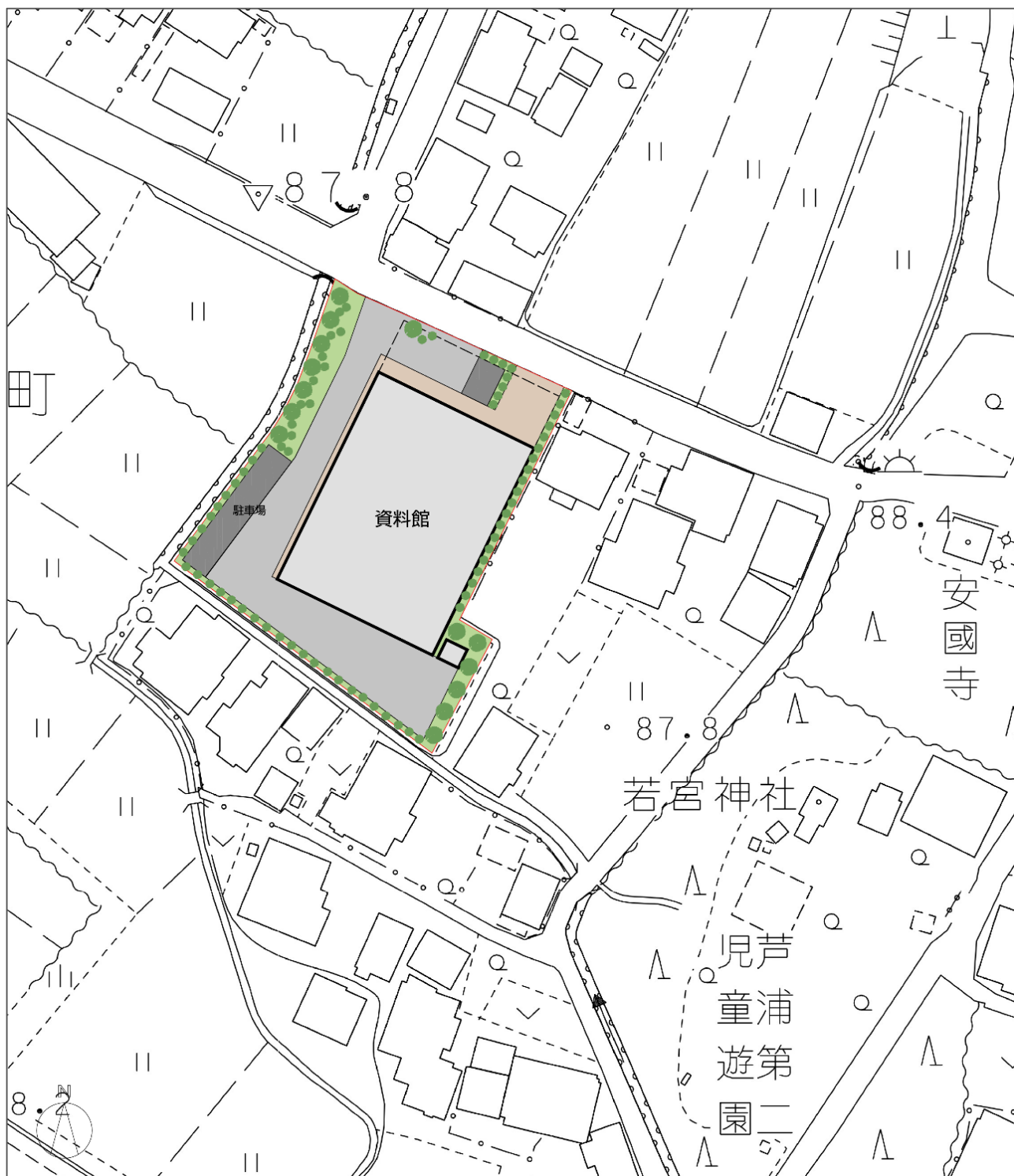


所在地	草津市芦浦町451番地
施設名称	(仮称)草津市歴史資料館
敷地面積	2938.49㎡
交通アクセス	JR栗東駅から約5.2km(徒歩約65分) 栗東ICから車で19分
地形・地理的環境	平坦地／敷地西側および南側の隣接に水路あり
周辺の文化資源	史跡芦浦観音寺跡、印岐志呂神社、史跡花摘寺跡等
周知の埋蔵文化財包蔵地	芦浦遺跡の範囲内

2. 法的条件・建築規制

都市計画関連	用途地域:なし 市街化区域／市街化調整区域:市街化調整区域 防火地域／準防火地域:該当なし 高度地区指定:該当なし
建築基準関連	建ぺい率(許容建築面積):70%(2,056.94㎡) 容積率(許容延床面積):200%(5,876.98㎡) 高さの限度:なし
斜線制限・日影規制	道路斜線:1:1.5 隣地斜線:20m+1:1.25 北側斜線:なし 日影規制:なし
景観・風致関連	風致地区:該当なし 景観計画:草津市景観計画 田園ゾーン
災害関連法令	土砂災害警戒区域:該当なし 土石流危険区域:該当なし 洪水浸水想定区域:淀川水系野洲川洪水浸水想定区域(想定最大規模)0.5m未満
駐車場・駐輪場関連	必要台数 10台程度※別途、史跡整備に合わせて検討 駐車場の大きさ 普通乗用車の駐車ます寸法 6.0m×2.5m以上 自転車等の放置防止に関する条例: 草津市自転車等駐車秩序の確立に関する条例 放置禁止区域外

3. 施設配置イメージ(案)



※上記配置はあくまでイメージであり、実際の配置とは異なる可能性があります。

3-3 施設の全体構成

1. 施設構成

第2章で定めた事業活動と「文化財公開施設の計画に関する指針」(文化庁文化財保護部、平成7年8月)に基づいた、3つの区画に分けて施設の構成を検討します。なお、諸室や想定面積は今後変動の可能性があります。

事業計画	区画	諸室	想定面積
保存・収集事業	保存・研究区画	収蔵庫	380m ²
		収蔵庫前室	
		トラックヤード・荷解室	
調査・研究事業	保存・研究区画	作業室・資料室	70m ²
		写場	
展示・公開事業	展示区画	常設展示室	300m ²
		企画展示室	
教育・普及啓発事業	展示区画	講座室	180m ²
		体験学習室	
		情報・図書コーナー	
	管理区画	管理事務室・会議室	320m ²
		受付・エントランス	
		倉庫	
		その他管理施設 (機械室等)	

【参考】

屋外	屋外広場 屋外体験スペース	—
	駐車場	
	その他 (屋外管理スペース等)	

2. 諸室の概要

◆保存・収集エリア

(1)収蔵庫・収蔵庫前室

資料の保存と借用資料の一時保管に対応します。耐火性・耐震性・安全性を有する機能とするとともに、重要文化財を含む文化財の保存・一時保管も想定します。将来的な収蔵庫の不足に備えて、増築（連結）が可能な配置計画・構造を検討します。

設備区分	設備仕様
基本構造・内装	● 前室と収蔵庫の床を段差なくフラットにします。 ● 資料に合わせて、調湿性のある建材を効果的に組み合わせます。 ● 外壁に接する壁は、断熱性を高めるため空気層を設けた二重壁とします。 ● 内部の間仕切り壁は、躯体の乾燥等を考慮し、通気スペースを設けます。 ● 内装材は、有害なガス(有機酸等)の発生が極力少ない素材(無機質系調湿板等)を選定します。 ● 掃除、点検、害虫の早期発見がしやすいよう、明るい色調を基本とします。 ● 床材は清掃やIPM(総合的有害生物管理)のしやすさ、耐薬品性、土足や台車利用に対応できる耐久性を考慮して選定します。
扉・建具	● 出入口扉は防犯性、耐火性能、断熱性、気密性の高い仕様を導入します。 ● 内扉は外気の遮断を簡易に行うことができるような仕様を検討します。
空調・換気	● 資料に合わせた適正な温湿度管理が可能な空調設備を設置します。 ● 目標温湿度は、温度 22℃(±2℃)、湿度 55%(±5%)を基準とします。 ● 資料の劣化を防ぐため、1日の温湿度変動は極力小さく抑える設計とします。 ● 恒温恒湿制御を基本とし、環境負荷低減に配慮します。 ● 24時間自動運転を基本とします。 ● 庫内は二重壁内や天井裏空間と接続しない個別の空調区画とします。 ● 塵埃・虫菌等の侵入防止のため、ケミカルフィルターの設置を可能とします。
消防	● 消防法に準拠した設備を設置します。 ● 収蔵庫や前室にはクリーンなガス系消火設備を導入します。
防犯	● 出入口は原則一ヶ所とし、防犯性の高い専用扉を設置します。 ● 有人巡回、防犯カメラ、機械警備等による総合的な高セキュリティを検討します。
照明・コンセント	● 照明はIPMの観点から、清掃・点検時の視認性を高めるため500ルクス程度の明るさを確保し、紫外線の発生がないLEDを採用します。 ● コンセントは火災リスクを避けるため、ON/OFFスイッチを設け、退室時に通電を遮断できる仕様とします。
通信	● 館内システムへの接続を考慮し、前室および庫内にもLAN端末を設けます。

設備区分	設備仕様
収蔵什器	● 資料の形状、寸法、材質、容器等に応じた什器を整備します。 ● 収蔵効率を上げるため、天井高を高く確保し、棚を二層にする(中二階等)等の空間の縦利用を検討します。 ● 什器の塗料や木材は、有害ガス発生の極力少ないものを使用します。 ● カビ抑制、清掃・点検のしやすさ、空気循環を妨げない配置とします。 ● 地震対策として転倒防止(床壁固定、什器連結)と資料の落下・飛び出し防止措置を講じます。

(2)トラックヤード・荷解室

搬入用トラックの収容、開梱梱包作業等が可能なスペース

- 美術品輸送専用車を格納した状態でシャッターを閉められるトラックヤードを設置します。
- トラックヤード内外のシャッター開閉は降雨や強風に配慮します。

◆調査・研究エリア

(1)作業室・資料室

資料の整理や調査・研究等の学芸業務に用いるスペース

- 展示準備等を考慮し、展示室と近接するような配置を検討します。
- 作業机および水道設備の設置を検討します。
- 十分な書庫スペースを確保し、床荷重を考慮した計画とします。

(2)写場

資料の撮影を行うスペース

- 大型資料が撮影できる天井高を検討します。

◆展示・公開エリア

(1)常設展示室

本市の「信仰文化」と「民俗」をテーマに市域の歴史文化を紹介する展示を行います。

- 展示は実物資料だけではなく、映像・音声・模型・参加体験型展示等の手法も取り入れ、誰もが親しめるわかりやすい展示とします。
- 将来的なリニューアルおよび展示内容の容易な更新を考慮した展示方法を検討します。

(2)企画展示室

企画展示の開催スペースとして、テーマや資料に応じてフレキシブルな展示ができる空間とします。

【常設展示室・企画展示室共通】

- 身体が不自由な方や外国人の来館者も参加できるように配慮した展示解説手法を検討します。
- 国指定文化財の一時借用も可能となるよう、文化庁指針を遵守します。
- 実物資料の展示にあたっては、資料を安全かつ迅速に入れ替え可能な展示方法を検討します。
- さまざまな展示に対応するため、常設展示室と企画展示室を一体的に利用できるよう可動式壁面等の設置を検討します。

設備区分	設備仕様
内装	● 外光を遮断し、紫外線の進入を防ぐことのできる配置計画とします。
展示造作	● 展示物の吊り下げバトンやライティングダクト等の天井設備、什器の固定については、可変性の高いものを採用し、展示内容の更新に対応しやすい構造とします。
展示ケース	● 気密性と調湿性に優れたエアタイトケースの採用します。
展示映像設備	● 映像および音声の導入にあたっては、メンテナンスや交換品調達が容易な仕様設計を行います。
照明設備	● 展示資料への影響やメンテナンス性に配慮するため、LEDおよび紫外線カット機能を備えた照明を導入し、十分な電気容量、用途運用を考慮した分電盤や調光盤回路の検討を行います。
空調設備	● 温度22℃±2、湿度55%±5を基準として、恒温恒湿の室内環境を保つため、十分な単独空調設備と2重壁の区画を備えた空間を検討します。
消火設備	● ハロン消火、もしくは窒素消火による消火設備を備えます。
セキュリティ設備	● 監視カメラやモニタリング設備のセキュリティ環境を検討し、展示資料の安全維持に努めます。
通信設備	● 展示に関心を持った来館者が探究心に応じて自身の端末等で必要な情報を適宜調べられるよう、無料Wi-Fi、5G、LTE等公衆回線の利用が可能な環境整備を検討します。

◆教育・普及啓発エリア

(1)講座室

研究発表・講演会等の開催、また、団体のガイダンスや待機場所として対応できるスペース

- 多目的に使用できるよう、机や椅子等の什器の他、音響設備やプロジェクター等の整備も検討します。
- 団体の待機や休憩場所としての利用も想定します。持ち込み飲食の可否等、利用条件については展示収蔵環境への影響を考慮して検討します。

(2)体験学習室

体験活動をともなうワークショップ等の開催に対応できるスペース

- 作業机や水道設備を設置します。
- 講座室と一体的に利用できるように可動式壁面等の設置を検討します。

(3)情報・図書コーナー

資料館の所蔵図書の閲覧や市内の歴史資産、周辺観光施設の情報を発信するスペース

- 市民や来館者に自由に利用していただける椅子や机等の什器を整備します。

◆管理エリア

(1)管理事務室・会議室

事務スタッフの日常執務・待機・会議スペース

- 事務室には更衣スペース、給湯設備を設置します。
- 会議室は利用者による事前申請を受けて、館蔵資料を閲覧する資料閲覧スペースとしても利用します。

(2)エントランス

施設の入口として、わかりやすい動線設計、必要設備の配置を行います。

- 施設入口には風除室を設置します(自動扉)。
- バリアフリートイレや授乳室等快適に過ごすことのできる設備を整備します。
- トイレは来館者の利便性はもちろんのこと、周辺の史跡探訪やウォーキング、団体バス利用者等の地域来訪者が、入館手続き前でも利用しやすい配置計画とします。
- トイレは防犯および維持管理の観点から、開館時間外や管理不在時には確実に閉鎖・区画できるセキュリティラインを設定し、地域開放と適切な管理を両立できる動線とします。
- ロッカー室を設置する等、展示室内に大型の荷物を持ち込まずに展示観覧を行うことができる環境を検討します。

(3)機械室

- 電気室、空調機械室、消火機械室を整備します。施設の用途や規模を勘案し、必要な天井高と面積を確保します。
- 電気室は室内に水が侵入しないよう計画します。
- 空調機械室は騒音・振動対策を十分に行います。
- 屋外設備機器置場はメンテナンスのしやすさに配慮するとともに、外観を損なわないよう計画します。
- 来館者動線・資料動線と交わずにメンテナンスが行うことができる動線配置を計画します。

◆屋外

(1)屋外広場、屋外体験スペース

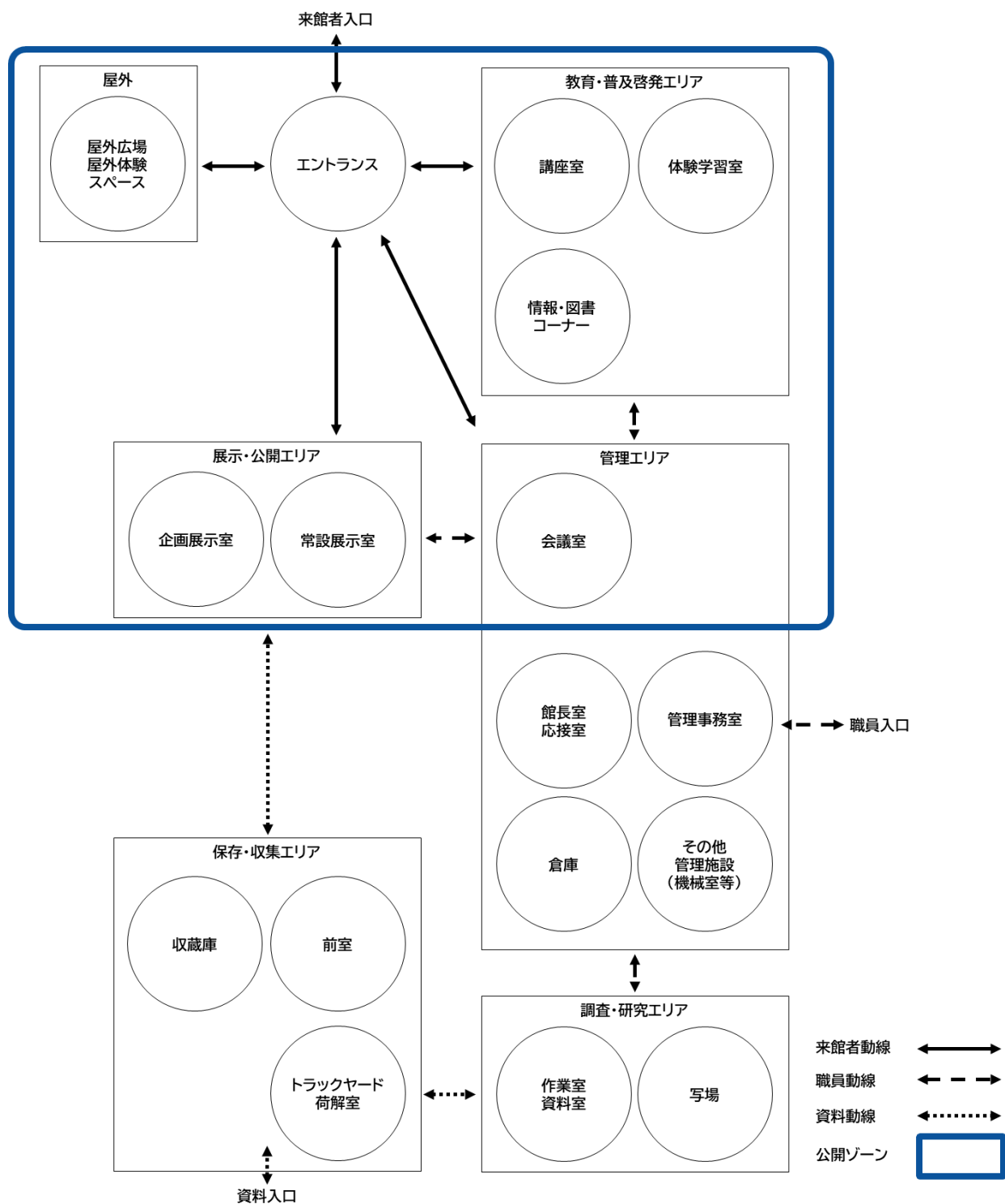
教育・普及啓発事業や地域との協働事業等を実施する屋外スペース

- 団体利用や一般来館者の待機場所や飲食スペースとして開放します。
- 火気や水を使った体験学習が可能な空間として整備します。
- 雨や日差しを避けることができるような設備を検討します。
- 民俗芸能の披露等簡易ステージとしても活用できるような設備を検討します。

[その他共通事項]

- 職員利用部分について、必要に応じて、PC電源やLAN配線設備、機材用電源を設置します。
- 来館者動線・資料動線・管理動線が交わらない配置を計画をします。

3. 施設ゾーニング(案)



第 4 章

展示計画

4-1 基本方針

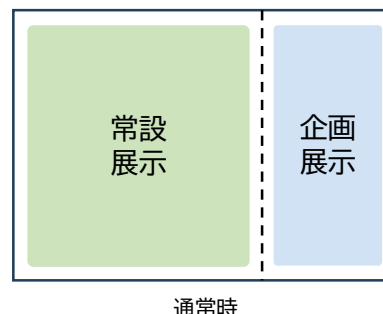
誰もが楽しみながら、市域の豊かな歴史文化を知ることができる展示活動を行います。

1. 2つの展示空間を整備

「常設展示」と「企画展示」の2つの空間を構成し、多様な角度から地域の魅力を知る機会を提供します。

また、展示の内容に応じて、2つの空間を一体的に利用できるような柔軟な空間づくりを目指します。

常設展示では移動可能なケースや什器を採用する、パネルのような印刷物以外にも、映像・情報コンテンツを活用する等、展示内容に合わせた可変性の高さや将来的な展示更新に配慮した設計を行います。



(1) 常設展示

いつでも地域の歴史資産に身近に接し、学ぶことのできる場を提供します。

そのために、現物展示だけでなく、レプリカやデジタル技術を用いた展示を取り入れ、いつでも地域の歴史資産に接することのできる環境を整えます。

〔常設展示の展示テーマ「祈りと暮らし」〕

整備基本構想で定められた常設展示のテーマ「信仰文化」と「民俗」の視点から、常設展示のテーマを「祈りと暮らし」として、それに関連する市域の歴史文化を紹介します。

信仰文化	市域各地の寺社等に伝わる美術工芸品・歴史資料を展示し、豊かな信仰文化を紹介
民俗	地域で受け継がれてきた民俗行事や芸能から人々の暮らしとまつりを紹介

(2) 企画展示

市域に残る豊かな歴史文化について、より幅広く、深く知ることができるよう、様々なテーマに沿った企画展示を行います。

2. 誰もが歴史文化に親しむことのできる展示

五感を使った体験型展示等、言語や年齢、障害の有無に関わらず、歴史に親しんでいただける展示を行います。

- 触れるレプリカ資料を活用したハンズオン展示を行います。
- 映像や音声等デジタル技術を活用した展示解説を取り入れ、わかりやすい展示を行います。

3. 資料が持つ文化的背景や地域とのつながりを感じることもできる展示

本資料館をきっかけに、文化財の保存修理技術や継承の担い手、市内に残る寺社等、地域や文化財を取り巻く人々や環境に関心を持っていただけるような紹介を行います。

- 「顔が見える展示」をコンセプトに、展示資料のバックグラウンドである歴史文化の担い手に着目して、地域に密着した展示を行います。
- 史跡芦浦観音寺跡の来訪者を呼び込むとともに、史跡見学の体験価値を向上させる展示を行います。
- 文化財の存続に必要な不可欠である修復や復元新調にまつわる技術を紹介し、文化財保護の取組への興味を醸成します。

4-2 展示構成

導入展示

本市の歴史文化をガイドンスし、
市域の祈りとくらしを紹介する常設展示の導入とします。



常設展示

「祈りとくらし」をテーマに、市域の歴史文化を紹介します。
史跡芦浦観音寺跡との相乗効果を高めるために、芦浦観音寺をはじめとして、
市域全体の「祈りとくらし」の歴史文化へ興味関心が広がっていく構成とします。

想定される展示テーマ

草津の信仰文化 – 市内寺社の文化財

芦浦観音寺 – 湖国の天台寺院

信仰にまつわる行事

青花紙製造技術 – くらしを支えた手わざ



企画展示

収蔵資料および借用資料を活用して、
本市の歴史文化について、より幅広く、深く知ることができるよう、
専門性・企画性が高く、様々なテーマに沿った企画展示を開催します。

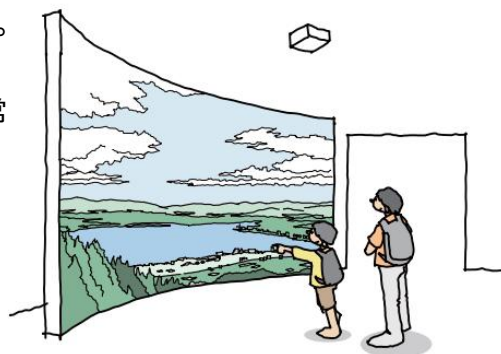
4-3 展示各ゾーンの考え方

1. 導入展示

本市の歴史文化の特徴を紹介し、常設展示の導入とします。

[展示展開(案)]

本市の地理的特徴と歴史文化の概略を映像等で紹介し、常設展示全体への興味を喚起します。



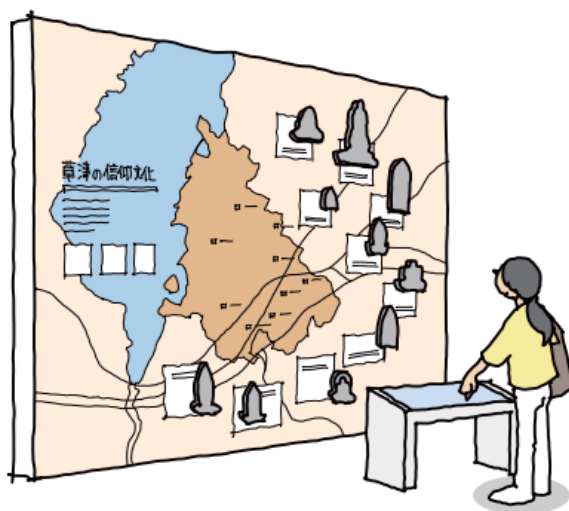
導入展示イメージ

2. 常設展示:草津の信仰文化 – 市内寺社の文化財

市域の寺社には、多くの仏像や神像が残され、信仰の対象として、長い歴史の中で、人々のくらしを支えてきました。市域の寺社の歴史や残された仏像や神像、美術工芸品、古文書等を通じて、市域の信仰の歴史やあり方について、わかりやすく紹介します。また、仏像や神像の持つ、当時の技術の粋を集めた美術工芸品としての側面にも着目し、技法や素材、現代の文化財修復技術についても紹介します。

[展示展開(案)]

- 収蔵されている資料以外の仏像や神像についても画像等で紹介し、地図を用いて、市域全体を俯瞰的に示し、本市の持つ信仰文化の特徴をわかりやすく伝える。
- タブレット等を用いて、市域の寺社の文化財について、自分で検索し、画像や詳細を見ることができるような、来館者それぞれの探求ができる展示とする。
- 仏像や神像の製作技法や工程、現在の文化財修復技術が視覚的にもわかるように、イラストや実際に使用される道具や素材の実物展示等の手法を用いて展示する。



文化財検索タブレットイメージ

3. 常設展示: 芦浦観音寺 ―湖国の天台寺院

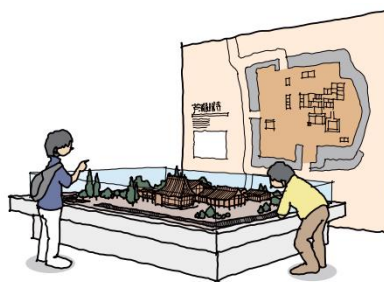
琵琶湖の水運を掌握した歴史を示す資料と対岸に位置する比叡山延暦寺の影響を受けた仏像をはじめとする美術工芸品から、芦浦観音寺の持つ歴史を伝えます。また、寺の歴史的役割を表すような外観と構造を持つ、史跡芦浦観音寺跡の見学の体験価値を向上させ、相乗効果を得られる展示とします。

〔展示展開(案)〕

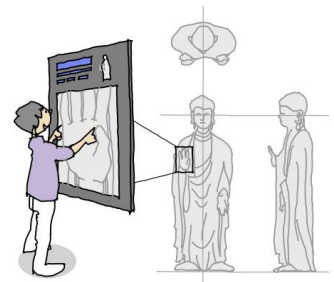
- 芦浦観音寺所蔵の仏像や調度品、古文書等の豊富な実物資料を用いて、寺院でありながらも、湖上交通を総括した芦浦観音寺の歴史を解説する。
- 城郭のような景観を持ち、境内全体が堀で囲われる史跡芦浦観音寺跡の往時の復元模型等を用いて、現在の史跡の姿と比較できるような展示とする。
- 3Dスキャンデータや高精細画像を自分で操作し、仏像の背面や像底等も自由に知ることができる体験的な展示を行う。



壁面ケースイメージ



復元模型イメージ



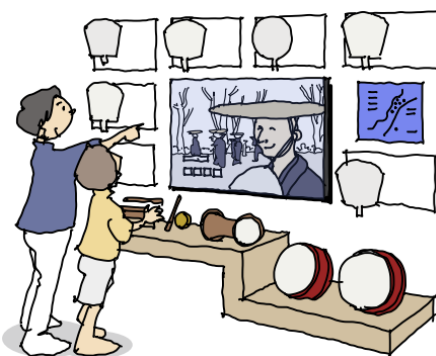
デジタル展示体験イメージ

4. 常設展示: 信仰にまつわる行事

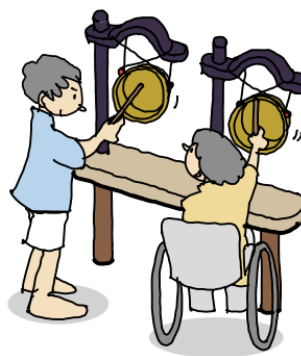
信仰の対象である仏像や神像等だけでなく、信仰の場として、現在まで継承されている祭礼行事や芸能を紹介します。特に、本市の代表的な民俗文化財であり、祭礼の場で奉納される民俗芸能である「風流踊」を中心にして、人々が信仰の形をどのように示してきたのかを伝えます。また、社会の変化の中で課題となっている担い手の確保や技術の継承等にも触れることで、形のない文化財の保存継承への関心を高めるような展示とします。

〔展示展開(案)〕

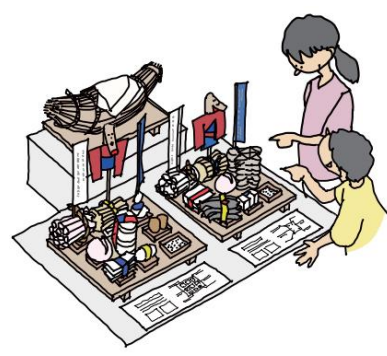
- 祭礼行事や民俗芸能の担い手へのインタビュー映像を用いて、現状を紹介する。
- 行事や芸能に関する古文書等の歴史資料も合わせて紹介することで、過去と現在のつながりを示す。
- 行事の当日にしか用意されない神饌の復元模型を使い、視覚的にもわかりやすく紹介する。
- 楽器のレプリカ資料を使って実際に演奏する等、身近に感じてもらえるようなハンズオン展示を行う。



祭礼行事展示イメージ



ハンズオンイメージ



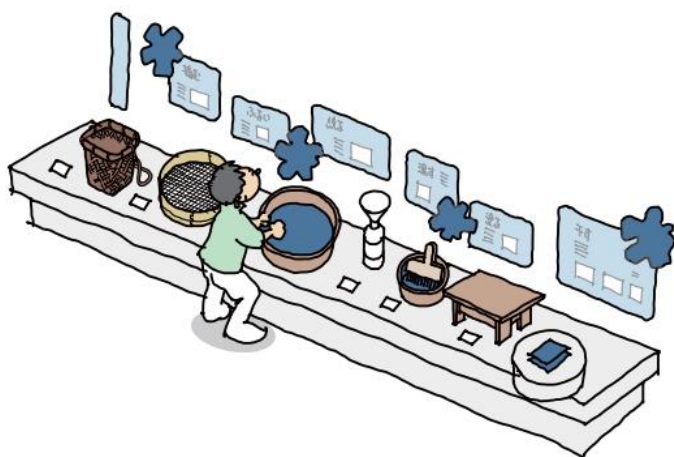
神饌の復元模型イメージ

5. 常設展示：青花紙製造技術 ―暮らしを支えた手わざ

青花紙は、市の花であるアオバナから作られる、染織の下絵書き用の絵具です。ここでは、人々の暮らしを支えた、副業としての青花紙の歴史と、受け継がれてきた青花紙製造技術を紹介します。友禅染や絞染をはじめとする染織技術を支える素材、あるいは浮世絵の青色染料、近江を代表する名産品といった、青花紙が持つさまざまな側面も多角的に紹介します。

〔展示展開(案)〕

- 青花紙の実物を展示し、実際に触れる、においを感じる等、五感で青花紙を知ることができる展示を検討する。
- 下絵書きの絵具として青花紙を使用する染織関係者の声や実際に使用されている様子も紹介し、生産地である本市と消費地をつなぐ展示にする。
- 技術継承の観点だけでなく、過去に青花紙製造にかかわった人々の言葉から、青花紙をつくる暮らしの実像を伝える。
- 青花紙の生産時期である夏季には、資料館でアオバナの花摘みや青花紙製造体験を開催する。



道具の実物展示イメージ



青花紙製造体験イメージ

6. 企画展示

(1) 企画展示室の考え方

調査・研究成果を生かし、専門性・企画性の高い多様なテーマの展示を実施するフレキシブルな展示スペースとして整備を行います。

(2) 企画展示室の運用方針

様々なテーマに沿った企画展示を企画し、市域に残る豊かな歴史文化について、より幅広く、深く知ることができるよう、公開・発信していきます。

また、他の博物館との連携展示等、ひとや地域のつながりを広げる展示を積極的に企画します。

最新研究・ 新収蔵品・ 特別展	大学・他研究 機関との 連携展示	他の博物館と の連携展示	学校教育と 連携した展示	地域と 連携した展示
-----------------------	------------------------	-----------------	-----------------	---------------

(3) 企画展示テーマ(案)

企画展示の具体テーマ案としては以下のようなものが考えられます。

- ・芦浦観音寺と近江の天台宗寺院　・草津に伝わる鎌倉時代の仏像　・草津の古代寺院
 - ・湖南の仏像　・オコナイと頭屋行事　・近江の風流踊　・草津の食文化
 - ・地域に伝わる年中行事　・友禅染と草津　・昔のくらし
- 等

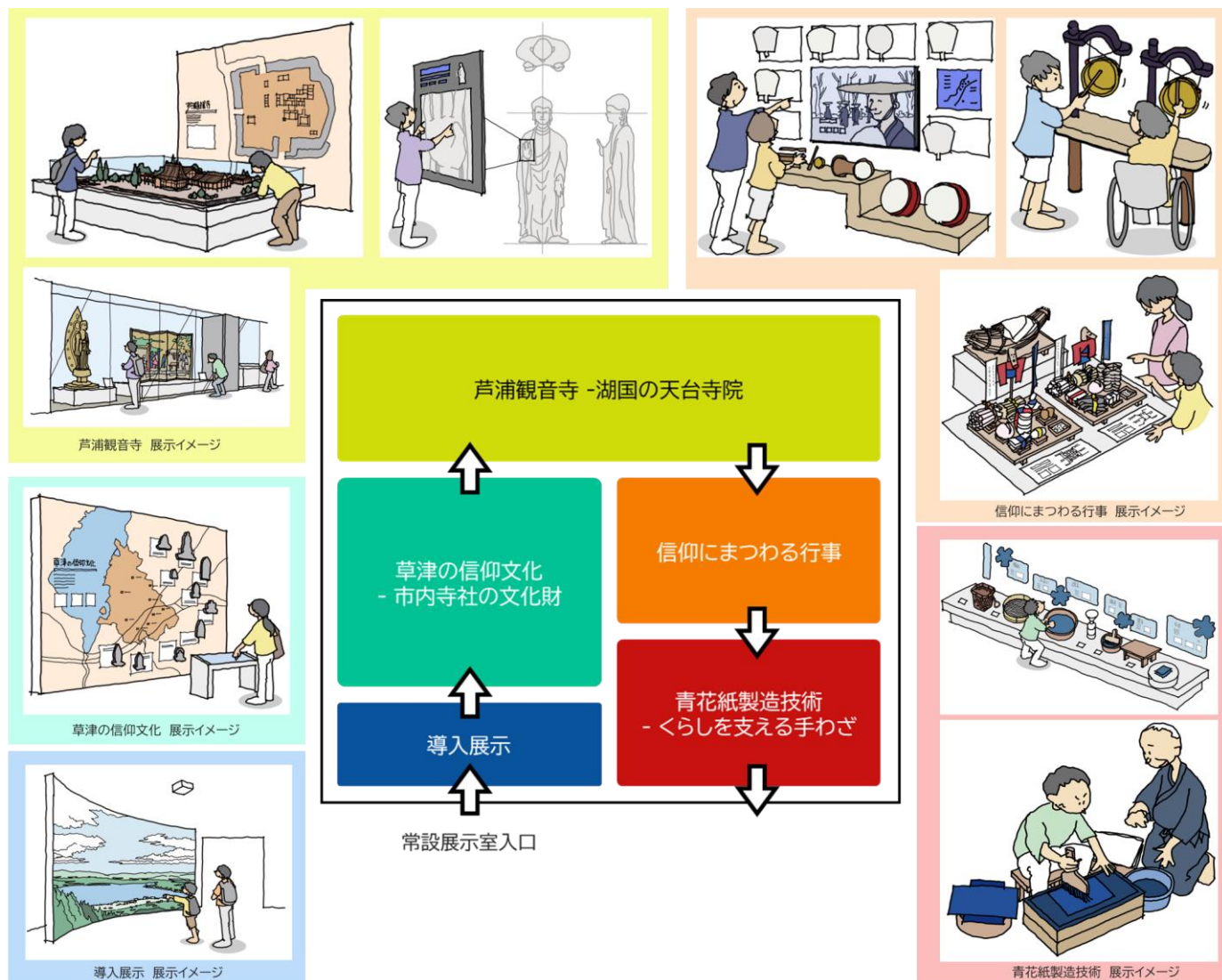
(4) 企画展示室の展示設備の必要条件

- 展示テーマによって他館・他機関からの借用資料を扱うことのできる展示環境を整えます。
- 貴重資料・他館借用資料の展示を見据え、企画展示室のケースはエアタイトケースを導入します。
- 幅広い展示展開に対応できるよう、照明設備・展示什器は可変性・更新性に優れた設備を採用します。
- 企画展示室とバックヤード動線に配慮した施設計画とし、安全な資料移動と効率の良い展示準備が行うことができる環境を整えます。

4-4 展示構成表(案)

テーマ		内容	主な資料	演出手法(案)
導入展示		本市の地理的特徴と歴史文化の概略を紹介		・映像
草津の信仰文化 – 市内寺社の文化財		市域の仏像・神像、工芸品を紹介	・仏像 ・神像 ・工芸品	・デジタルコンテンツ
芦浦観音寺 – 湖国の 天台寺院	芦浦観音寺の宝物	芦浦観音寺所蔵の仏像・絵画・什宝類を紹介	・仏像 ・絵画 ・工芸品	・デジタルコンテンツ
	船奉行芦浦観音寺	船奉行就任期を中心に芦浦観音寺を紹介	・古文書 典籍	・模型
信仰にまつわる 行事	受け継がれる祈りのかたち	頭屋行事等の民俗文化財を紹介	・古文書	・模型 ・映像
	草津の風流踊	風流踊(草津のサンヤレ踊り、渋川の花踊り、上笠天満宮講踊)を紹介	・衣装 ・楽器等用具 ・古文書 典籍	・ハンズオン ・映像
青花紙製造技術 – 暮らしを支えた手わざ		市の花アオバナから作られる「青花紙」の製造技術を紹介	・製造用具 ・浮世絵 ・古文書 典籍	・ハンズオン ・映像

4-5 展示ゾーニングイメージ(案)



第 5 章

管理運営計画 基本計画の策定体制と今後

5-1 管理運営計画

1. 基本方針

4つの基幹的事業を安定的に遂行するため、合理化・効率化を図りつつ、本資料館の使命を持続的に果たす運営を目指します。

2. 運営方式

PFI方式※は、民間の知恵や資金を活かして、より効率的な運営が期待できる仕組みですが、本資料館の規模から、民間事業者が参入するメリットが小さく、費用に見合う効果が見込みにくい状況です。また、重要文化財をはじめとする文化財の保存・展示という公共性の高い役割を担っていることや、リスクの分担が難しいといった課題などもあります。

そのため、本事業においては、草津市立草津宿街道交流館と同様に、市の意向を直接反映でき、継続的・安定的な運営が可能な「直営方式」を基本として検討します。

ただし、調査研究や収集保存、展示企画等の公共性の高い学芸部門は市が直接担い、イベント等の普及啓発や情報発信等の民間活用が可能な業務、清掃・警備・保守点検といった効率化が可能な業務を民間へ委託する「ハイブリッド型」の検討が現実的です。

この中には、維持管理だけでなく、館長を含めた、運営そのものを民間が担う、指定管理者方式※といった選択肢も含まれます。

行政コストの最適化と質の高い公共サービスを両立する、最も合理的な手法を今後検討します。

「ハイブリッド型」の例

	例 ①	例 ②	指定管理者方式※	【参考】 草津宿 街道交流館
館長	自治体	自治体	(主に)民間	自治体
学芸部門 (調査研究 展示企画等)	自治体	自治体	(主に)自治体	自治体
広報部門 (普及啓発 情報発信等)	民間	自治体	(主に)民間	自治体
維持管理部門 (清掃・警備 保守点検等)	民間	民間	(主に)民間	民間

※PFI方式…民間事業者が施設等の設計・施工・運営・資金調達を一体的に委ねるもので、あらかじめ自治体と民間事業者との間で、業務の分担を定めることが可能。

※指定管理者方式…自治体の指定する法人、その他の団体が一定期間(原則5年)、公の施設の維持管理・運営を実施。なお、施設の目的や態様等を踏まえ、業務の範囲を限定することが可能。

5-2 基本計画の策定体制

本計画は、草津市文化財保護審議会に地域からの臨時委員を迎えて審議を行い、諮問・答申を経て策定しました。

草津市文化財保護審議会委員(五十音順・敬称略)

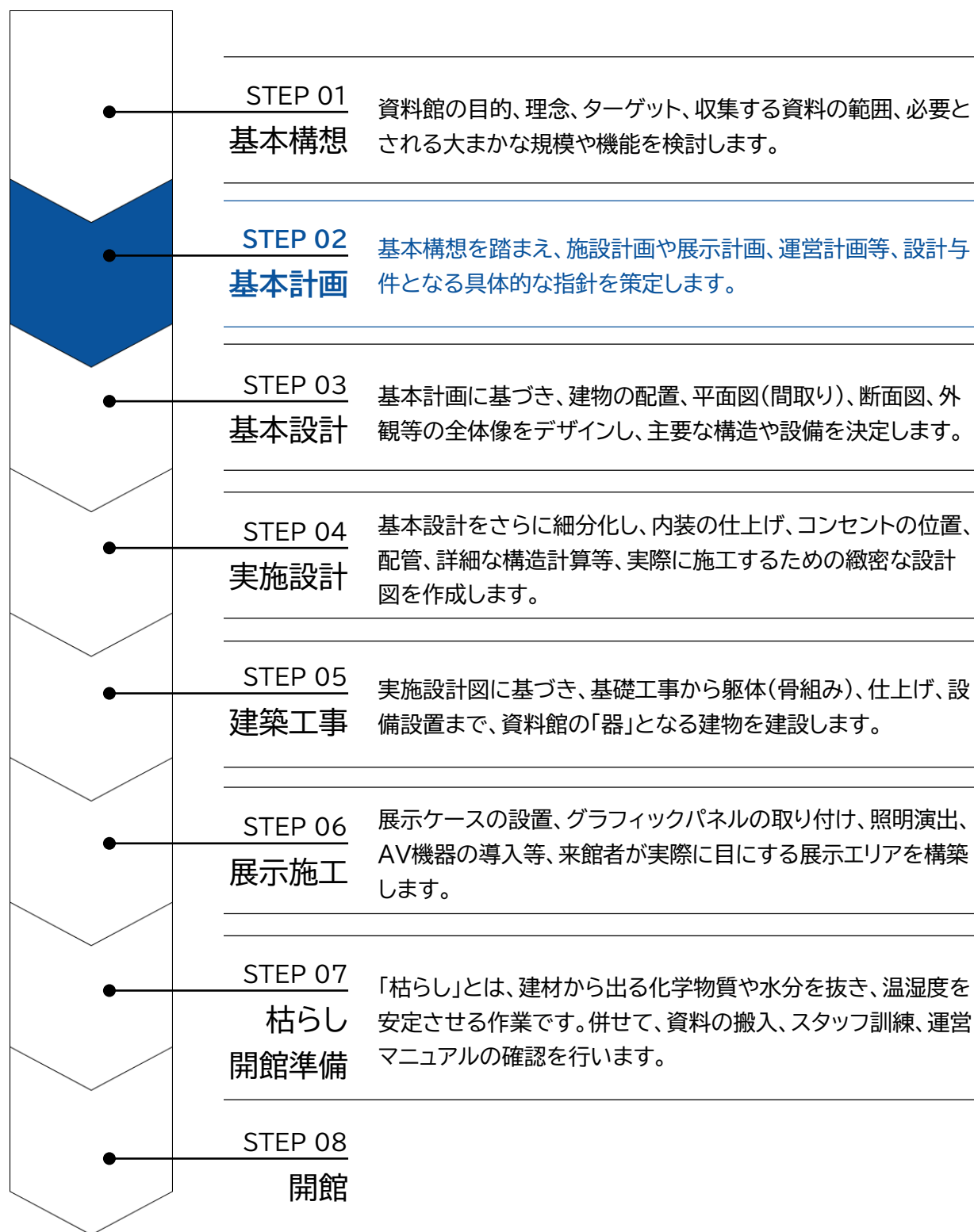
氏名(フリガナ)	役職	勤務先・役職等	専門
東 幸代 (アズマ サチヨ)	○	滋賀県立大学人間文化学部 教授	古文書・歴史資料
鎌谷 かおる (カマタニ カオル)	-	立命館大学食マネジメント学部 教授	環境・景観
澤田 幸雄 (サワダ ユキオ)	臨	人と地域が輝く常盤協議会 前会長	普及啓発・公開活用
高梨 純次 (タカナシ ジュンジ)	-	公益財団法人秀明文化財団 理事 (元滋賀県立近代美術館学芸課長)	美術工芸
伊達 仁美 (ダテ ヒトミ)	-	京都芸術大学芸術学部 名誉教授	民俗文化財
富島 義幸 (トミシマ ヨシユキ)	-	京都大学大学院工学研究科 教授	建造物
長友 朋子 (ナガトモ トモコ)	-	立命館大学文学部 教授	埋蔵文化財
本間 道明 (ホンマ ミチアキ)	臨	常盤学区活性化プロジェクト検討委員会 会長	普及啓発・公開活用
増淵 徹 (マスブチ オール)	◎	和歌山県立紀伊風土記の丘 館長	史跡整備
令和7年7月31日まで 南 英三 (ミナミ エイゾウ)	-	一般社団法人 草津市観光物産協会 前会長	普及啓発・公開活用
令和7年8月1日から 南 新介 (ミナミ シンスケ)	-	一般社団法人 草津市観光物産協会 副会長	普及啓発・公開活用

◎:会長 ○:会長職務代理者 臨:臨時委員

任期:令和6年8月1日～令和8年7月31日

(臨時委員は令和6年11月1日～計画策定日)

5-3 資料館整備フロー



※埋蔵文化財発掘調査や工事の進捗、「枯らし」の期間によって、必要な期間が変動するため、本計画では具体的な年度は記載しておりません。

(仮称)草津市歴史資料館整備基本計画

発行日 令和8年10月

発行 草津市教育委員会事務局 歴史文化財課

〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目13番30号

TEL 077-561-2429 FAX 077-561-2488

